

沖縄市 環境基本計画

令和3年度～12年度(2021～2030)

沖縄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む

概要版



令和3年3月

 沖縄市

計画の概要

1. 環境基本計画改定及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景

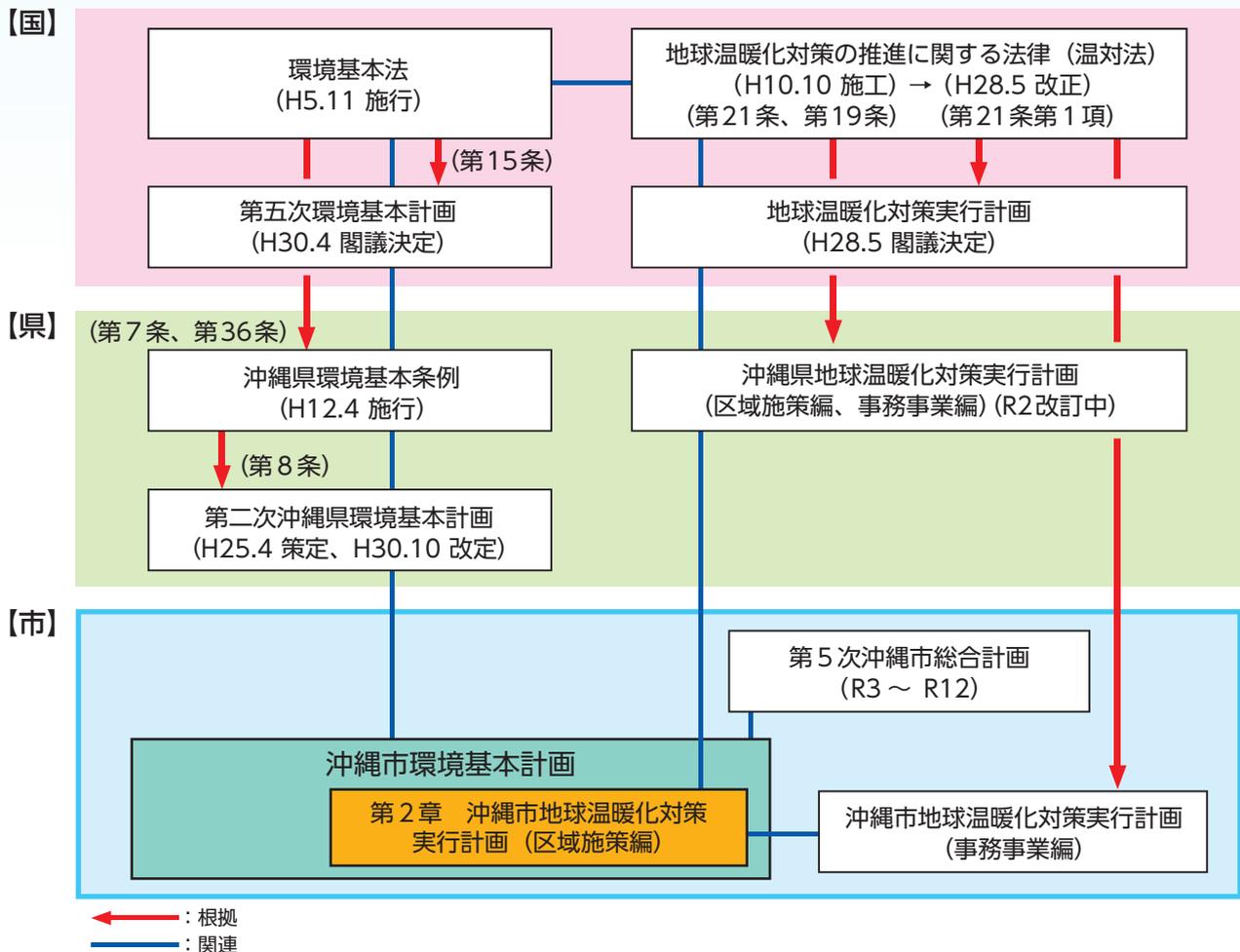
沖縄市では、環境への取り組みの道しるべとなる「沖縄市環境基本計画」（以下「市環境基本計画」という。）を2010（平成22）年度に策定し、2014（平成26）年度に中間見直しを行っています。また、市域における地球温暖化対策の推進を目指す「沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「市実行計画」という。）を2013（平成25）年度に策定しています。

両計画は策定時から約10年経過しており、国の方針や環境計画など環境情勢が大きく変化していることから、計画を見直し改定を行いました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第5次沖縄市総合計画」を上位計画として位置づけ、その基本理念や将来像を環境面から実現していくものです。また、国や県の環境基本計画等との関連性に配慮し、本市が策定する個別計画や環境施策・事業と連携を図りながら、本市の望ましい環境の実現を目指しています。

環境基本計画及び地球温暖化対策に関連する法令、関連計画等



3. 計画の期間と範囲

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

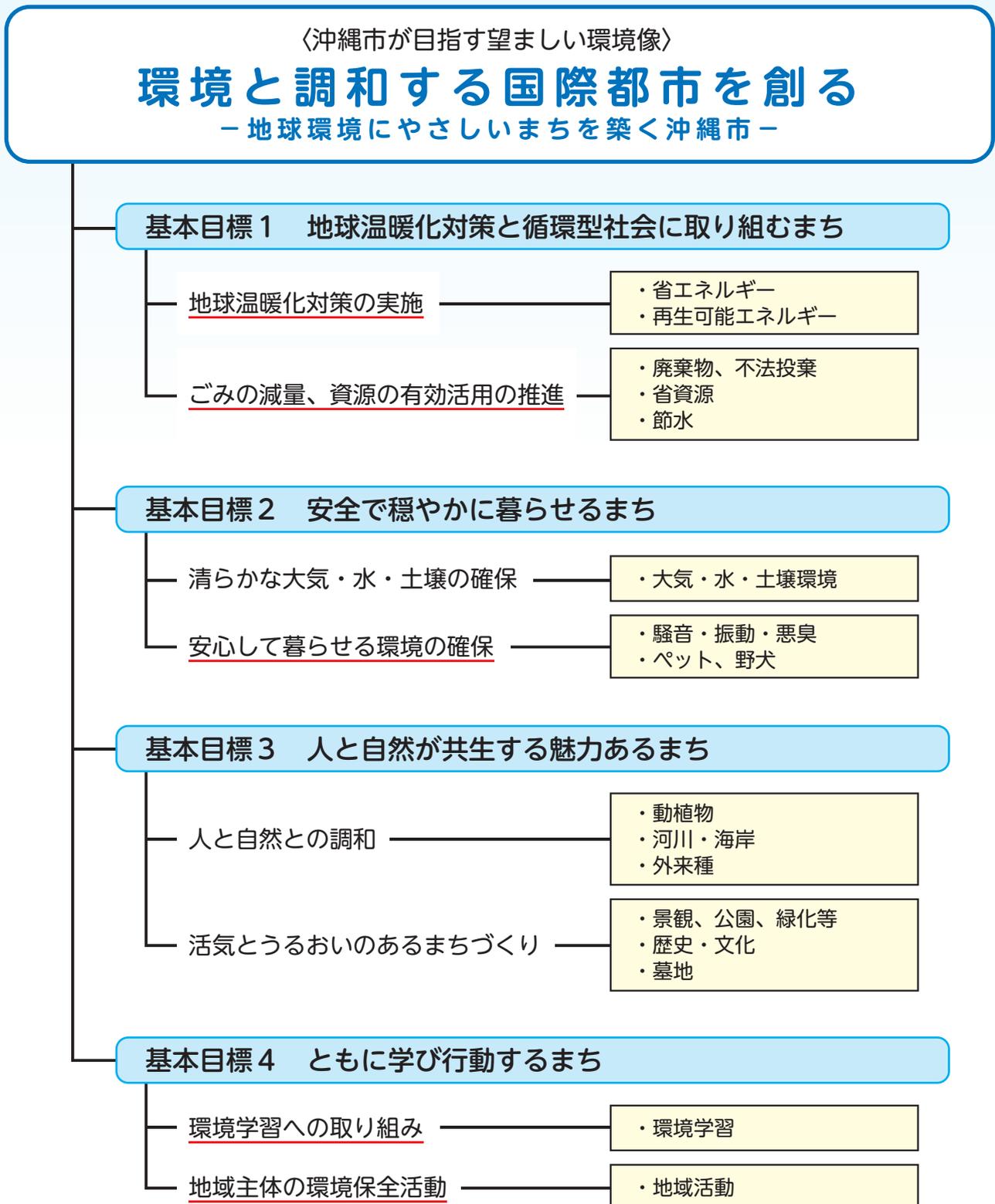
計画期間中は、指標等により本計画全体の進捗状況を確認し、計画策定時における諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを図るものとします。

沖縄市環境基本計画

1. 目指す望ましい環境像、目標、施策体系

本市では「沖縄市が目指す望ましい環境像」を達成するために、基本目標のもとに具体的な施策を設定します。

また、第5次沖縄市総合計画や市民等へのアンケート調査結果を踏まえ、赤下線の施策については、重要施策として位置づけ優先的に取り組みます。



2. 市による具体的な取組

基本目標1：地球温暖化対策と循環型社会に取り組むまち



- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に向け、省エネルギー、省資源及び自然エネルギー（再生可能エネルギー）の利用に積極的に取り組みます。
- 循環型社会の構築に向け、資源の有効活用を図るとともに、3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化）に積極的に取り組みます。

<施策の例>

- ・節電、エコドライブの啓発
- ・省エネ機器や省エネ家電の普及
- ・屋上緑化、壁面緑化の普及
- ・環境家計簿の利用普及
- ・太陽光発電設備の普及

- ・ごみの減量化と再資源化（3R啓発等）
- ・資源ごみの抜き取り防止
- ・不法投棄されにくい環境の整備
- ・節水型機器の利用促進、雨水の利用と地下浸透の推進

基本目標2：安全で穏やかに暮らせるまち



- 健康で安全かつ快適な生活の確保と公害の未然防止に向け、大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の対策に積極的に取り組みます。

<施策の例>

- ・大気・水・土壌環境の監視（観測体制の維持等）、発生源対策（下水道整備・合併浄化槽設置の推進等）

- ・騒音・悪臭の監視、発生源対策（米軍航空機・自動車の騒音調査の継続等）
- ・飼い犬等の飼い方マナーの向上
- ・野犬対策の実施

基本目標3：人と自然が共生する魅力あるまち



- 地域の自然環境や景観等を大切にし、文化的な生活とそれに寄与する良好な環境の確保に向け、自然環境の保全、良好な環境の形成等に積極的に取り組みます。

<施策の例>

- ・市内の自然環境の把握、自然生態系（生物多様性）の保全、情報の蓄積・活用
- ・野生鳥獣の違法な捕獲・飼育の防止
- ・河川水質の保全（汚水流出防止の指導等）
- ・川への関心の向上、川とのふれあい確保
- ・外来種対策の実施（情報収集・啓発等）

- ・景観計画に基づいたまちづくり・配慮
- ・安全で快適な公園環境づくり
- ・緑化の推進（街路樹の適切な維持管理等）
- ・歩きやすい歩道の整備
- ・公共交通機関の利用促進
- ・地域の歴史や文化、伝統への理解

基本目標4：ともに学び行動するまち



- 市域全体における環境意識の向上に向け、環境学習等の推進を図るとともに、市民・事業者・行政の連携・協働に積極的に取り組みます。

<施策の例>

- ・生涯学習としての環境学習の提供（環境学習の推進と支援）
- ・学校における環境教育の推進（倉浜衛生施設の環境学習の場としての利用等）
- ・地域主体の環境保全活動の推進（地域の環境保全活動の推進）
- ・市民・事業者・行政・市民団体の協働による環境保全活動の仕組みづくり

沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 基準年度・現況年度・目標年度

本実行計画における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量削減に係る基準年度・現況年度・目標年度は、国や県との整合を考慮し、下記のとおりとします。

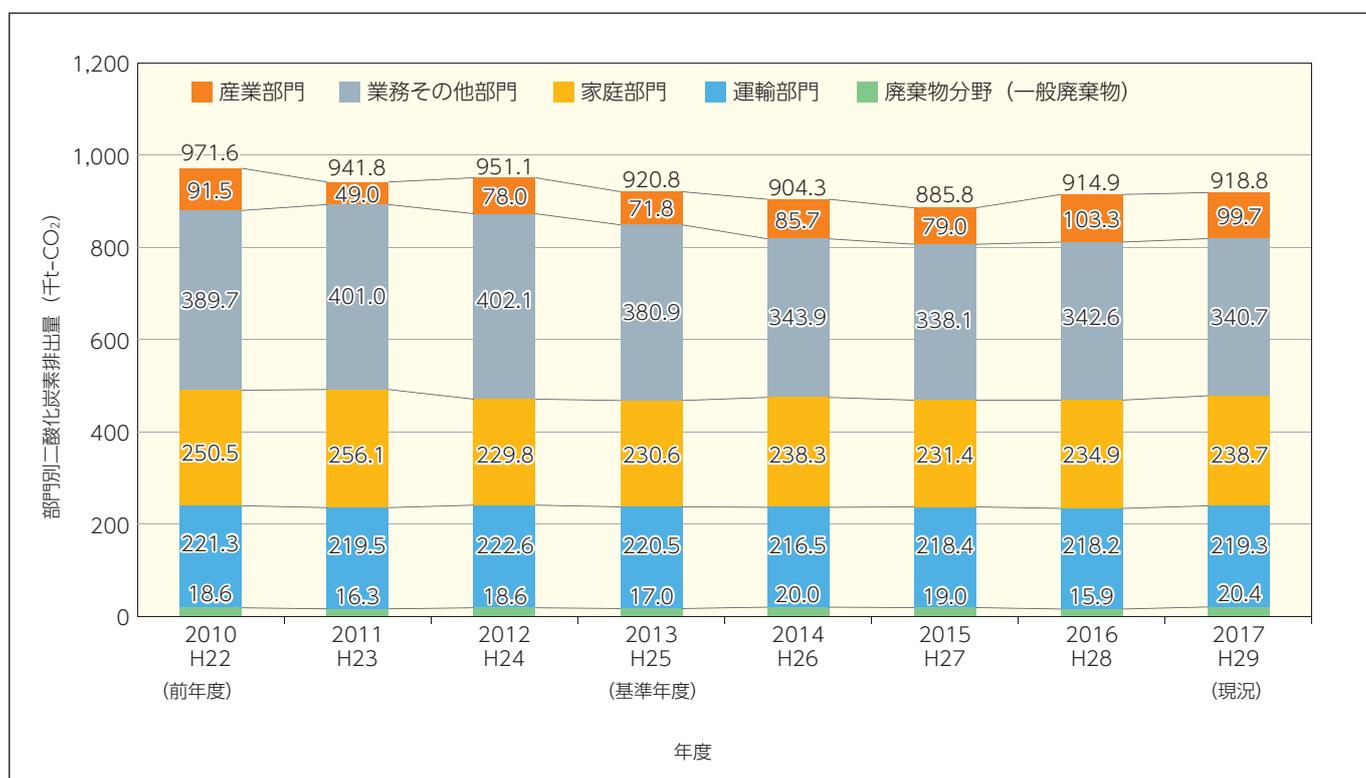
基準年度：2013（平成25）年度
現況年度：2017（平成29）年度
目標年度：2030（令和12）年度

2. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の現状

市域における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の経年変化値は、2017（平成29）年度の本市の排出量は918.8（千t-CO₂）となっており、前計画現況年度の2010（平成22）年度比で-5.4%、基準年度2013年（平成25）年度比で-0.2%となります。

排出量の傾向として、基準年度2013（平成25）年度から2015（平成27）年度まで減少傾向となり、2016（平成28）年度以降は増加傾向となっています。

部門別温室効果ガス（二酸化炭素）排出量



3. 温室効果ガス（二酸化炭素）の将来排出量、削減目標

国では、パリ協定に基づき「2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量を26.0%削減」とする削減目標を掲げています。この排出削減量は、エネルギー需要の変化やエネルギーの低炭素化などのイノベーションが進むことを見込んだ数値です。沖縄県においても国の目標に合わせて同様の目標を掲げています。

したがって、本実行計画における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標は、国や県の目標との整合を考慮し、下記のとおりとします。

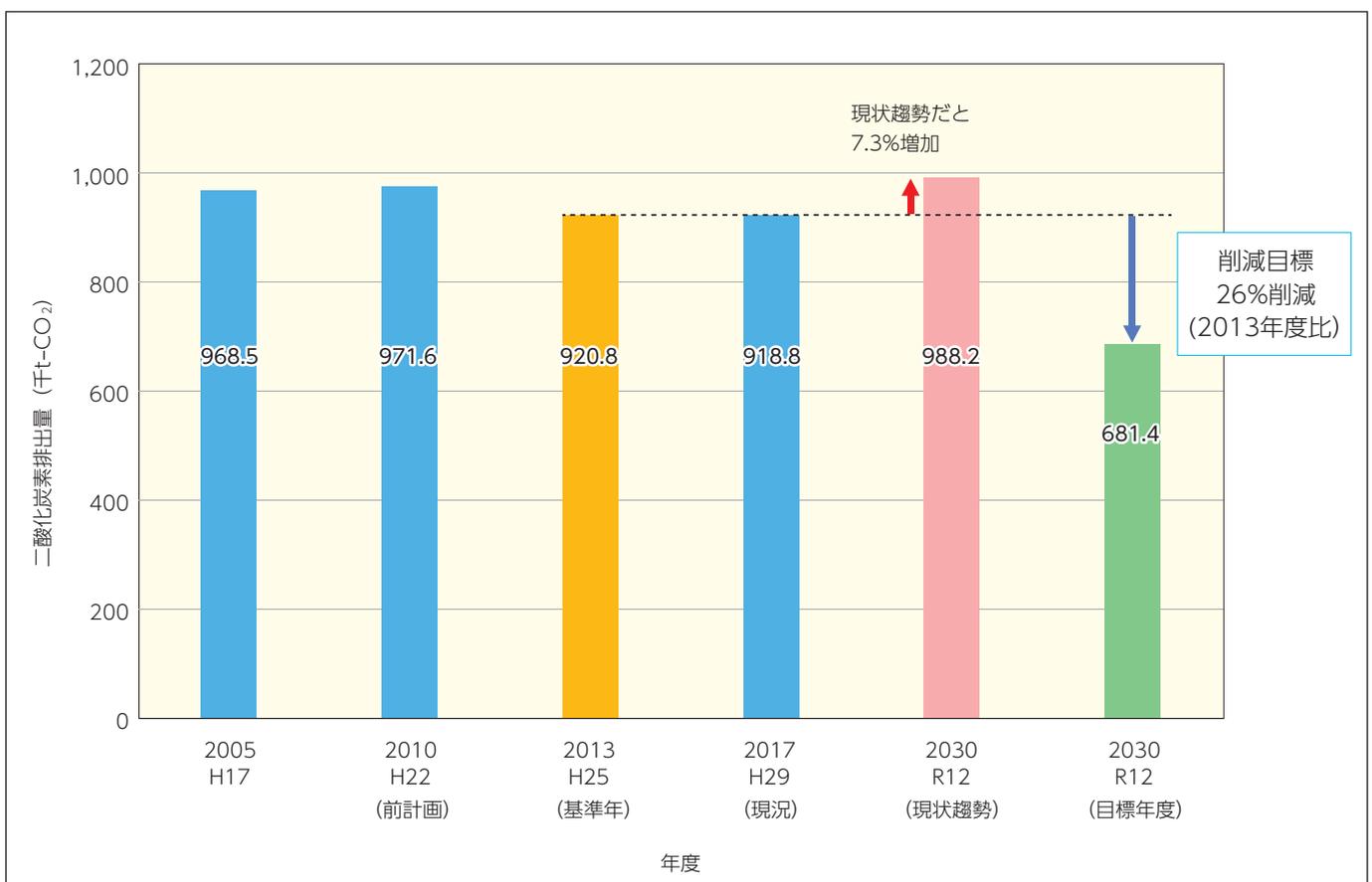
2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で、市内の温室効果ガス（CO₂）排出量を26%削減する。

この削減目標を排出量に換算すると2030（令和12）年度の温室効果ガス（CO₂）排出量は681.4千t-CO₂、基準年度からの削減量は239.4千t-CO₂となります。

この目標達成に向けて、これまで実績のある対策を継続するとともに、将来の排出量増加が見込まれる産業部門、業務その他部門を中心にさらなる地球温暖化対策を実行します。

なお、本県では国の方針等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた決意として長期目標を「2050年度に向けて、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す（脱炭素社会の実現）」としていることから、本市においてもゼロカーボンシティの考え方も視野に入れて取り組んでいきます。

温室効果ガス排出量の目標削減量の推移



※ゼロカーボンシティ：環境省が定めた「2050年までにCO₂排出量実質ゼロ」を表明した自治体のこと。

4. 施策体系

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標を達成するために、本実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている項目を参考に、以下の4つ項目を柱として地球温暖化防止に向けた取組を進めていきます。

<市の取組み>

| |
|---|
| <p>取組1：太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進</p> <p>1-1 再生可能エネルギーの普及 ・太陽光発電設備等の助成制度等の啓発、再生可能エネルギーに関する普及啓発 等</p> <p>1-2 再生可能エネルギー普及拡大の仕組みづくり ・再生可能エネルギーに関する情報提供</p> |
| <p>取組2：家庭や職場での省エネルギー活動の促進</p> <p>2-1 家庭での省エネライフスタイルの推進 ・住宅省エネ化の啓発、住宅リフォーム支援事業の実施、家庭での省エネ行動啓発等</p> <p>2-2 事業活動での省エネビジネススタイルの推進 ・オフィスビルの省エネ診断のPR、事業所の省エネ設備・機器の普及啓発 等</p> |
| <p>取組3：地球にやさしい地域環境の整備・改善</p> <p>3-1 環境に配慮した交通手段の提供 ・徒歩・自転車・公共交通への転換の促進、エコカーの普及促進・導入 等</p> <p>3-2 循環型社会の形成 ・3Rの普及啓発、グリーン購入の普及啓発、生ごみ有効利用の推進</p> <p>3-3 吸収源となる緑化の推進 ・緑地の保全及び緑化の推進、公園・公共施設の緑化、花いっぱい運動の推進 等</p> |
| <p>取組4：市民・事業者・行政のパートナーシップの推進</p> <p>4-1 市民・事業者の活動促進 ・学校および地域における環境教育・環境学習の推進 等</p> <p>4-2 情報提供 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定・情報提供 等</p> |

<市民・事業者等の取組方針（例）>

| 市民等の取組方針 | |
|----------|--|
| 取組1 | ●太陽光発電・太陽熱利用設備の設置に努めます。 |
| 取組2 | ●既存住宅の省エネ基準適合に努めます。 ●家庭における省エネ設備・機器の導入（ヒートポンプ、コージェネレーションシステム）に努めます。 ●省エネナビやHEMSの導入に努めます。 |
| 取組3 | ●徒歩・自転車・公共交通への転換に取り組みます。 ●自家用車のエコカーの導入に努めます。 ●ごみの分別を徹底、簡易包装の推進、マイバッグ持参によるレジ袋の削減に努めます。 |
| 取組4 | ●学校および地域における環境教育・環境学習に参加します。 |

| 事業者の取組方針 | |
|----------|---|
| 取組1 | ●太陽光発電・太陽熱利用設備の設置に努めます。 ●再生可能エネルギー分野の参入を検討します。 |
| 取組2 | ●オフィスにおける省エネ設備・機器の導入に努めます。 ●BEMSや省エネナビの導入に努めます。 ●従業員による省エネ行動を実施します。 |
| 取組3 | ●ノーマイカーデーの実施に協力します。 ●営業用乗用車、トラック（貨物車）等のエコドライブを実践します。 |
| 取組4 | ●学校および地域における環境教育・環境学習に参加します。 |

環境配慮指針

本計画では市の望ましい環境像を実現するため、市民・事業者が日常生活や事業活動を営む上で、環境負荷の低減を実践するためのガイドラインとなる「主体別環境配慮指針」をとりまとめており、一例を示します。

市民の環境配慮指針

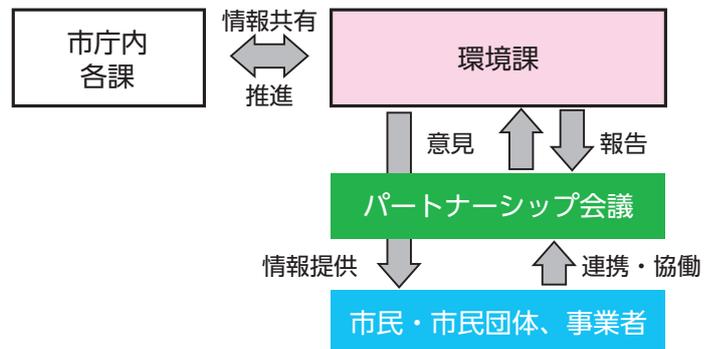
- ①長時間使わない電化製品はコンセントを抜きましょう。
- ②日常的に節水を心がけましょう。
- ③マイバッグを持参し、過剰包装やレジ袋を断りましょう。
- ④家電製品を買い換えるときは、待機電力や消費電力の少ないものを選びましょう。
- ⑤3Rについて学習し、協力しましょう。
- ⑥エコカーを利用しましょう。
- ⑦ごみの発生抑制に努めましょう。
- ⑧市内の身近な生物の生育、生息場所を知り配慮しましょう。
- ⑨外来種について知り、拡散を防止しましょう。
- ⑩地域の文化財に関心を持ち、学び活用しましょう。
- ⑪環境学習に参加しましょう。
- ⑫環境配慮商品や省エネ製品を積極的に選択しましょう。

事業者の環境配慮指針

- ①パソコンやコピー機の省電力機能を活用しましょう。
- ②省エネタイプの照明器具への買い換えをすすめましょう。
- ③ごみは分別を徹底し、減量とリサイクルに努めましょう。
- ④自動車や家電製品等の不要品は適正に処理しましょう。
- ⑤アイドリングストップを行い、空ぶかし、急発進、急加速、急停車をやめ、環境にやさしい自動車の運転（エコドライブ）を実践しましょう。
- ⑥緑化の際は、在来植物の利用に努めましょう。
- ⑦事業所や工事現場等での騒音・振動、悪臭の発生を防ぎましょう。
- ⑧事業活動の実施にあたり、生物の生育、生息場所に配慮しましょう。
- ⑨学校や地域における環境学習に協力しましょう。
- ⑩職場や家庭内での取り組みを地域に広げましょう。

計画の推進

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政が協働して取り組みを進める必要があります。このため、推進体制を整備し計画の効率的・効果的な推進を図ります。



沖縄市環境基本計画
令和3年度～12年度 (2021～2030)

令和3年3月 市民部 環境課
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1 TEL 098-939-1212 FAX 098-934-0609